

埼玉県指定診療・検査医療機関指定促進事業協力金交付要綱

（目的）

- 第1条 季節性インフルエンザの流行期に、住民の身近な医療機関で新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの両方を診療・検査できる体制を整備することを目的とし、埼玉県指定診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関に対し、予算の範囲内において埼玉県指定診療・検査医療機関指定促進事業協力金（以下、「協力金」という）を交付する。
- 2 前項の協力金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象医療機関）

- 第2条 補助対象機関は、前条に定める埼玉県指定診療・検査医療機関のうち、令和2年11月27日までに指定申請を行った医療機関とする。

（補助額）

- 第3条 協力金は、予算の範囲内で1医療機関あたり500,000円（定額）とする。

（申請書の提出等）

- 第4条 規則第4条第1項の申請書は様式1のとおりとし、協力金の交付の申請をしようとする者は、様式1の申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書は、規則第13条の実績報告書及び協力金請求書を兼ねるものとする。
- 3 第1項の申請の提出期間は、補助対象医療機関が、埼玉県指定診療・検査医療機関指定の通知を受けた日から令和2年12月28日までとする。
- 4 前項の提出期間に提出が困難な場合は医療機関からの申出により県と協議のうえ、特段の事情があると知事が認める場合には、改めて県が定めた期限までに申請書を提出することができるものとする。

（添付書類）

- 第5条 規則第4条第2項及び第3項の添付書類は、次のとおりとする。
- 一 協力金の振込先が分かる通帳等の写し

（交付決定通知等）

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の交付額確定通知書は、様式2のとおりとし、協力金の交付決定及び交付額確定により申請書の内容のとおり請求があったものとみなす。

（協力金の支払い）

- 第7条 協力金の支払いは、交付決定及び交付額確定後、口座振替により行う。

(状況報告及び是正措置等)

第8条 知事は、協力金の交付を受けた者に対して、その診療又は検査活動についての報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告の結果、協力金の支給に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

(決定の取消し等)

第9条 知事は、交付決定後に補助対象でない事実や不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合、交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、協力金の支払後においても適用があるものとする。

3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、第1項又は前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(その他)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

この要綱は、令和2年11月14日から施行する。

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。